

## 鉄道の観光利用促進事業委託業務 企画提案指示書

### 1 委託事業名

鉄道の観光利用促進事業委託業務

### 2 業務の目的

地域の関係者が一体となって、沿線地域の観光資源の磨き上げや、質の高いサービスの提供などを検討することにより、観光列車の継続的な運行の可能性を検証するとともに、アクションプラン策定線区を中心とした全道の鉄道観光利用に係る現状と課題を整理し、必要な助言等を行うことで、地域間の連携や全道としての取組の在り方について提言をまとめる。

### 3 委託業務

鉄道の観光利用について、以下の事業により地域関係者や有識者等と連携しながら必要となる調査・検討を行う。

#### (1) 地域密着型観光列車の運行

平成28～30年度に北海道が実施した観光列車事業の成果を踏まえ、地域の関係者を中心としたワークショップを開催し、既存車両を活用した地域密着型の観光列車の運行を検討するとともに、モニターツアーを実施・検証することで、継続的な運行の可能性を模索する。

##### ア 対象線区

室蘭線（岩見沢～苫小牧）

##### イ ワークショップの開催

各線区ごとに下記①～④のとおりワークショップを開催する。

##### ① 参画者

参画は地域の方々を中心とし、旅行事業者や鉄道事業者のほか、より質の高いサービス提供のために、状況に応じて地域の飲食店関係者や交通事業者など幅広く参画する。なお、各開催回ごとに参画者の構成を変更して差し支えない。

##### ② アドバイザー

以下の者を受託者から提案のうえ、北海道鉄道活性化協議会が指名する。

- ・鉄道の観光利用促進に関する知識・経験を豊富に有しており、鉄道事業者側の視点で助言できる者
- ・鉄道の旅行企画等のノウハウを有し、旅行会社側の視点で助言を行うことができる者
- ・そのほか事業の実施に必要な専門的見識を有する者

##### ③ 開催回数

3回以上（そのうち1回はモニターツアー実施後に開催）

##### ④ 開催内容

下記事項について調査・検討を行うこと。

- JR北海道の一般気動車タイプの観光列車（北海道の恵みシリーズなど）を活用した観光列車の運行
- 駅周辺施設・飲食店等との連携や車内サービスなどのソフト面の充実
- 各地域における観光資源の掘り起こしと競争力の精査
- ターゲットの設定と、ターゲットに応じた観光資源の磨き上げ及びツアーの組み立て
- モニターツアー実施後の検証と総括

## ウ モニターツアーの実施

ワークショップでの検討結果を踏まえ、下記①～③のとおり観光列車を運行する。

- ① 実施回数  
1回以上
- ② 参加者  
市町村、有識者、地域外の住民等
- ③ ツアー内容
  - ・ 駅周辺の周遊や飲食店等との連携販売、2次交通を活用した沿線地域の観光等
  - ・ 継続可能なサービスの提供
  - ・ ツアー終了後の会議形式による意見集約

## (2) 観光利用促進の検討・助言

沿線協議会等、沿線自治体が参集する機会にアドバイザーを派遣し、鉄道の観光利用促進に係る現状と問題点を整理するとともに、必要な助言等を行う。

### ア アドバイザー

以下の者を受託者から提案のうえ、北海道鉄道活性化協議会が指名する。

※(1)イ②のアドバイザーと同一又は異なる者でも可。

- ・ 鉄道の観光利用促進に関する知識・経験を豊富に有しており、鉄道事業者側の視点で助言できる者
- ・ 鉄道の旅行企画等のノウハウを有し、旅行会社側の視点で助言を行うことができる者
- ・ そのほか事業の実施に必要な専門的見識を有する者

### イ 助言内容等

- ① 近年の道内観光客の傾向や、鉄道に係る成功事例等の紹介
  - ・ インバウンドや個人旅行客の動向、ITを活用したPR・販売手法
  - ・ 道が過去に実施した観光列車事業紹介
- ② 観光利用に係る各沿線の現状分析・課題等の整理
  - ・ サービス向上のためにあるべき姿と現状とのギャップの精査
  - ・ 沿線の潜在力や競争力の掘り起こし 等
- ③ 上記②を踏まえた解決の視点や手法の助言
  - ・ ギャップを埋めるために必要な方策（ソフト・ハード）
  - ・ ニーズを踏まえた商品の開発手法、リピート率向上のための取組等

## (3) 講演会やシンポジウム等への講師派遣

市町村や関係団体等の要請により、地域における鉄道の利用促進に係る講演会やシンポジウム等へ講師を派遣する。講師は上記(2)のアドバイザーのほか、テーマにより広く柔軟に選定する。

なお、講師の手配や報酬に関しては受託者が負担し、旅費に関しては依頼者が負担することとする。

## (4) 報告書の作成

上記(1)～(3)について実施結果をとりまとめた報告書を作成する。作成にあたっては、各線区における課題や解決方策の論点整理のほか、地域間の連携や全道としての取組の在り方等についてまとめる。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）100部及び電子媒体一式とする。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

#### 5 予算上限額

6,000千円

#### 6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として協議会と受託者が協議して決定する。

#### 7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「鉄道の観光利用促進事業企画提案書作成要領」（以下「企画提案書作成要領」）に基づきA4判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

#### 8 提出期限

令和元年8月19日（月）17:00（必着）

#### 9 提出場所

北海道鉄道活性化協議会事務局（北海道総合政策部交通政策局交通企画課内）

担当：山本

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線23-815）

011-204-5333（直通）

#### 10 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。